Q&A（塩特定販売業者）

事業者様からいただいた質問について Q&A 形式にまとめましたので、報告書作成の際参考にしてください。

Q. この報告なら昨年末に報告済みですが？

A. 昨年 12 月は事業者様の予測に基づく令和 6 年度（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）の「見込み」数量の報告をお願いしました。今回は令和 5 年度中の輸入、販売等実績に基づいた「確定値」の報告をお願いします。

Q. 登録番号がわかりません

A. 登録完了後お渡しした登録済通知書の中ほどにある「東京税関長第〇〇〇号」、また今回郵送で使用した封筒の宛名ラベル下段に登録番号が記載されております。（登録済通知書右上にある「東関第□□□号」ではありませんのでご注意ください。）登録番号が不明の場合は担当までお問い合わせ下さい。

Q.「塩卸売業者」とはどういう業者ですか？

A.「塩卸売業者」は塩事業法第 2 条に規定されています。皆様から買い受けた塩を使用することなく、そのままの状態で他の事業者や消費者に販売する業者さんです。

Q. 見込（実績）が全くないわけではないが在庫、輸入、販売した塩がそれぞれ全て 50 キログラムに満たない場合「見込（実績）なし」（空欄での報告）の扱いになりますか？

A. 50 キログラムに満たない場合は小数点以下第２位を四捨五入すると 0 となります。
全くないのか 50 キログラムに満たない数があるのかをこちらで判断するため**実績がない項目は空欄で報告、 50 キログラムに満たない実績がある場合には「0.0」と記載のうえ報告をお願いいたします。**

Q. **他社（商社等）が輸入した塩を国内で購入**しており、**自社で輸入した塩はありません**。
国内で購入した塩のみを使用している場合、**報告は「実績なし」になりますか**？

A. **そのとおりです、実績なしで報告してください。**報告の必要があるのは、**自ら又は他の者に委託して輸入した塩**についてです。（「委託して輸入」とは単に輸入行為のみ委託することです）

Q. 輸入した塩が有税品か無税品か分かりません

A. 輸入の際の輸入許可書等をご確認お願いいたします。

Q. 塩の在庫も輸入、販売等の実績もありません。どのように報告書を作成すればいいですか？

A. エクセル媒体で提出する場合は、別紙様式６の上段にあるセルのプルダウンリストから「在庫、輸入、販売実績全てなし」を選択してください。紙媒体で提出する際は、別紙様式６の余白に「在庫、輸入、販売実績全てなし」と記入してください。

なお、在庫、輸入、販売実績等が全く無い場合は付表１、２は提出不要です。

Q. 特定販売業者が特殊用塩を輸入・販売等した実績があった場合、どのように報告すればよいですか？

A. 輸入等した塩の性質・用途等を考慮して、特殊用塩に該当する場合、別紙様式６付表２に用途、輸入数量等を記入の上、提出してください。

なお、特殊用塩の他に報告すべき塩の在庫、輸入数量等がない場合は別紙様式６及び別紙様式６付表１の提出は不要です。